

秦野市伊勢原市環境衛生組合  
秦野斎場増築・改修計画の概要

平成26年8月

秦野市伊勢原市環境衛生組合



# 目 次

## 秦野斎場増築・改修計画の概要

1	目的	1
2	敷地の概要	1
	(1) 建設地	1
	(2) 敷地面積	1
	(3) 法規制等	1
3	計画の概要	1
	(1) 整備方式	1
	(2) 施設内容・規模等	1
	(3) 工事及び設計の概要等	2
	(4) 整備事業費	2
	(5) 設計基本方針	2
	(6) 設計業務内容	2
4	関連業務	4
5	参考資料	5
	(1) 既存施設配置図	5
	(2) 地質調査データ	5
	(3) 国土交通省告示等	10~20

## 秦野斎場増築・改修計画の概要

### 1 目的

本秦野斎場増築・改修計画の概要は、秦野斎場施設整備設計業務委託（以下「本設計業務」という。）の設計事業者選定に伴う技術提案を実施するにあたり、秦野斎場施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、技術提案書を作成するための必要な条件等を提示する。なお、本書で定めた事項は、必ずしも本設計業務における設計条件になるものではない。

### 2 敷地の概要

- (1) 建設地 秦野市曾屋1006番地
- (2) 敷地面積 5,191.27㎡
- (3) 法規制等
  - ア 用途地域 工業地域。隣接は西側が工業専用地域、北側（河川対岸住宅地部分）は第1種低層住居専用地域
  - イ 建ぺい率 60%
  - ウ 容積率 200%
  - エ 防火地域 指定なし
  - オ 日影規制 指定なし
  - カ 都市計画決定 昭和50年に決定、平成元年変更、本計画では新たな手続きは発生しない。
  - キ その他 河川法、砂防法による規制あり。（敷地河川側の一部）

### 3 計画の概要

- (1) 整備方式
  - 「基本計画」第3章9の「整備方式の比較検討」に定める整備方式に基づき、火葬炉設備と待合室を備えた建物を増築し、既存待合棟を改修して利用する方法とする。
  - 増築工事中は既存火葬棟と待合棟を使用し火葬場の運営を行い、増築棟の完成後に待合棟の改修、既存火葬棟等の解体、外構工事等を行う。
- (2) 施設内容・規模等
  - ア 建物用途 : 火葬場（火葬諸室、待合室）その他付帯施設。
  - イ 構造 : 鉄筋コンクリート造及び一部鉄骨造程度とする。
  - ウ 階数 : 2階建て一部平屋建てとする。

- エ 延べ面積 : 概ね 3,000㎡ 既存待合棟 (昭和51年度築造267.2㎡+平成9年度築造228.15㎡) の改修部分の面積含む。
- オ 火葬炉数 : 8炉 (1炉分は、予備炉スペースとして空間確保) 火葬炉設備工事は別途、発注する。
- カ 設備 : 電気、空調、給水、排水、その他
- キ 駐車場 : 普通乗用車 43台、マイクロバス 9台
- ク 緑地等 : 秦野市まちづくり条例による敷地面積の15%を確保し、20%に近づける。

ケ 想定される諸室

(ア) 火葬部門

炉室・機械室、中央監視・制御室、エントランスホール、告別室、収骨室、霊安室、作業員休憩室など。

(イ) 待合部門

待合室8室、待合ロビー、売店、喫煙室、その他サービス施設など。

(ウ) 管理部門

事務室、休憩室、倉庫・収納、会議室 (特別な事情による極小規模の葬儀や災害等非常時における多目的な活用を想定)

(エ) その他の諸室等

多目的トイレ、エレベーター又はエスカレーターなど

※ 上記の(ア)から(エ)の諸室等は、必ずしも独立した部屋として確保するものではなく、技術提案において自由に提案できる。

コ 葬儀式場、動物炉について

葬儀式場は民間の葬祭業者が多数存在すること、また動物炉については、「廃棄物処理法」、「秦野市ペット霊園に関する指導要綱」及び敷地の余裕などを考慮し設置しない。

サ 排気筒について

排気筒は、周辺住民及び景観等への配慮から火葬炉事業者の選定における条件として排気筒の出口高さを1階床高さから概ね13m以内としている。建物の意匠計画においては、排気筒回り等のデザインを工夫されたい。

(3) 工事及び設計の概要等

次の工事に伴う設計業務を行う。

ア 既存施設の概要

建設年度	経過 年数	建物名称	建築面積 (延床面積も同じ)	備考
昭和51年度	37年	火葬棟	400.38 m <sup>2</sup>	平屋(再使用可能)・3炉
		待合棟	267.20 m <sup>2</sup>	待合室3室(再使用可能)
		物置	25.03 m <sup>2</sup>	
		ポンプ室	12.25 m <sup>2</sup>	
		渡り廊下	21.25 m <sup>2</sup>	
		管理人棟	54.12 m <sup>2</sup>	現状、運転手控室で利用
昭和53年度	34年	倉庫(車庫)	21.94 m <sup>2</sup>	
平成5年度	19年	火葬炉増設		2炉増設
平成9年度	15年	待合棟増築	228.15 m <sup>2</sup>	待合室2室(再使用可能)
		プレハブ倉庫	4.77 m <sup>2</sup>	
平成19年度	5年	待合棟		歩廊部ロビー化
合 計			1035.09 m <sup>2</sup>	

イ 増築工事 : 火葬炉棟を増築する。延べ面積は約2,500m<sup>2</sup>。

ウ 改修工事 : 既存待合棟を改修する。約500m<sup>2</sup>、増築棟との一体感を出したい。

エ 解体工事 : 既存火葬棟、煙突、付属建物の解体撤去等。

オ 外構工事 : 駐車場、擁壁等工作物、場内通路、植栽工事等

#### (4) 整備事業費

建設工事費を約17億円と想定、火葬炉設備工事費は別途計上。

#### (5) 設計基本方針

ア 斎場としての機能と開放性とプライバシーの保護を配慮し、ゆとりと安らぎが感じられ、会葬者が心穏やかに過ごせる、終焉の場としてふさわしい施設とする。

イ 秦野市らしさ伊勢原市らしさを取り入れた施設造り及び葬儀に関する地域の慣習に沿った運営が図れる施設とする。

ウ 基本計画に示す火葬件数の増加に対応できる施設とする。

エ 景観及び近隣に住宅地を持つ周辺環境との融和に配慮し、人と環境にやさしい安らぎの場とした施設とする。

オ 耐震、耐火性能及び諸室の配置や機能など災害時に施設運営を継続できる施設とする。

カ 斎場機能、安全安心と効率が共存し、建設費と運営管理費のバランスを考慮したトータルコストの縮減が図れる計画とする。

キ 既存施設の使用を継続して建設を進めるため、施工中の安全対策及び利便性を配慮する。

ク 火葬炉の増設及び火葬炉設備等の修繕や交換などに配慮した計画とする。

ケ 秦野市、伊勢原市(以下、「両市」という。)で生産された木材(間伐材等の利用も含む)などの建築材料及び両市に所在する事業所で製造された建築材料、設備、機械類など、地元産の材料を積極的に取り入れた施設とする。

#### (6) 設計業務内容

国土交通省告示15号の「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」及び国営整第3号の「官庁施設の設計業務等積算基準」に基づく基本設計、実施設計業務を行う。

なお、追加業務は、次に示す。

ア 設計内訳書の作成 : 内訳書、数量調書、3社以上のメーカー見積書(設計区分ごとにまとめること)

イ 透視図、模型作成 : 計画案ごとに作成。(計画案は2案以上作成)

ウ 計画通知 : 申請及び申請図書作成(構造計算適合判定を含む)

エ まちづくり条例 : 申請及び申請図書作成

オ 省エネルギー関連計算書の作成及び申請手続き業務

カ エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する熱損失の防止、空気調和設備等に係るエネルギーの効率利用のための業務

キ 概略工事工程表の作成

ク 建設リサイクル法 : 申請及び図書作成

ケ 解体工事 : 既存火葬棟、倉庫等附属建物、煙突

コ 既存待合棟 : 基本計画検討時の構造計算書を基に計画通知取得に向けて構造 検討の実施、必要に応じ再計算のこと。

サ 施設検討委員会支援 : 4回程度開催

シ 近隣自治会説明会支援 : 2回程度開催

ス その他

(ア) 秦野市洪水ハザードマップにより50cm未満の浸水が予想される区域のため、対策を検討。

(イ) 本敷地の地質調査を実施するにあたりボーリング箇所、深さ、試験

内容についての助言。

- (ウ) イニシャルコストとランニングコストの検討。
- (エ) 備品、什器等購入の助言。
- (オ) 河川法、砂防法に関する申請の補助。

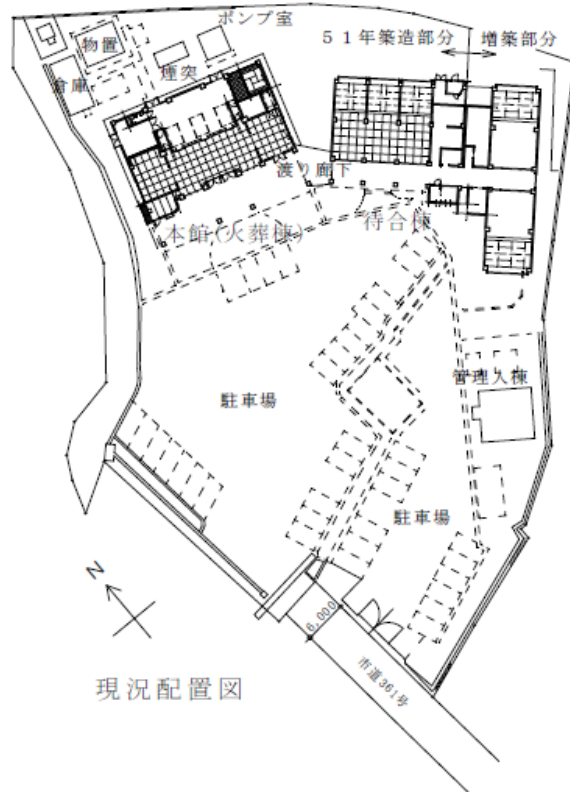
#### **4 関連業務**

秦野斎場火葬炉設備工事の事業者（以下、「火葬炉設備事業者」という）は、別途、プロポーザル方式で平成26年8月中に特定される予定で、本設計業務受託者は、火葬炉設備事業者と互いに協力して、斎場施設の設計を完成させること。

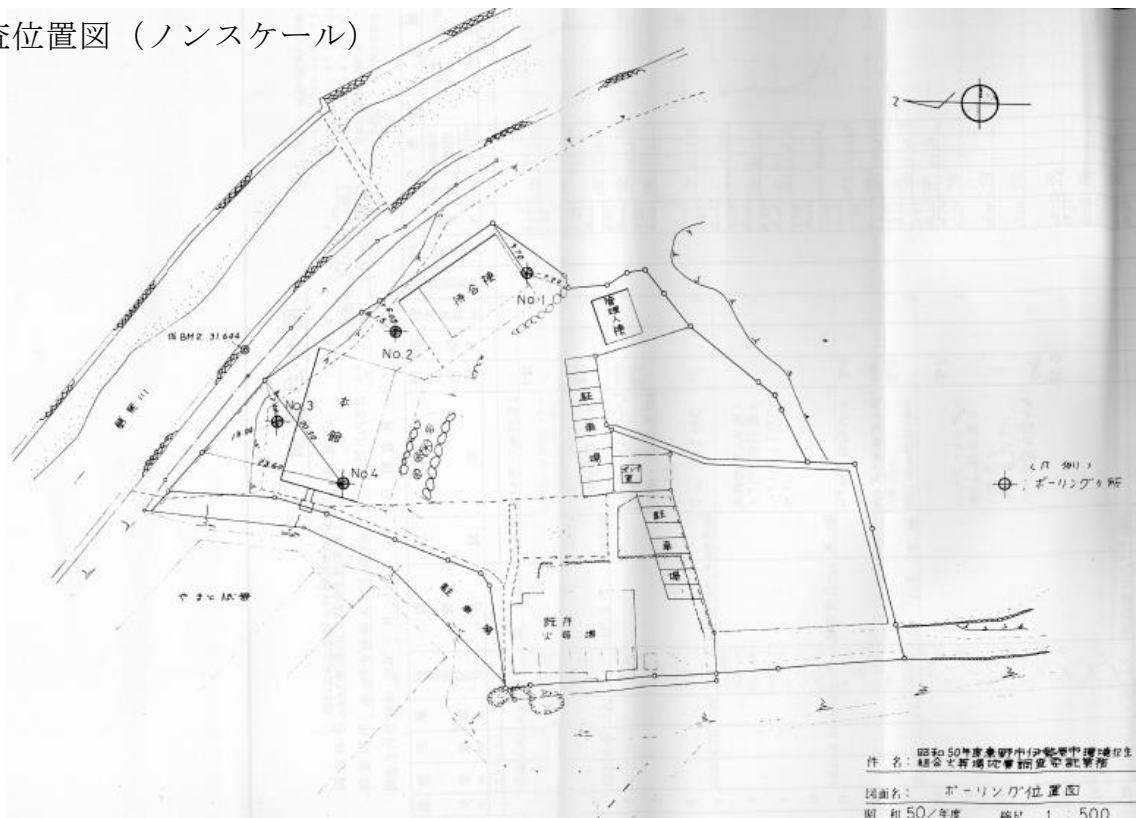


## 5 参考資料

- (1) 既存施設配置図（CADデータは、秦野市伊勢原市環境衛生組合ホームページからダウンロード）



- (2) 地質調査データ  
昭和50年度に実施した地質調査  
調査位置図（ノンスケール）



# 地質柱状図

(注) 1. 凡書きの試料(記号の右の数字は試料番号)

調査件名 昭和50年度奈良市伊都原内環状衛生  
調査場所 奈良市豊厚大字久保又

孔番 No. 1 標高 730.328m  
(基準面 仮BM2131.601m)

調査年月日 昭和50年 9月23日~ 9月28日

自然孔内水位 6.592m (9月28日測定)

調査員 奥井 清

T-1 シンワールサンブラーによる採取  
D-2 デニソンサンブラーによる採取  
S-3 スチールサンブラーによる採取  
2. 試料採取深度と回収比  
4.96 45/50は回収比  
4.50

標尺 m	層高 m	層厚 m	柱状 図記 号	地質 名	色調	観 察	相 対 密 度	相 対 稠 度	標 本 資 料 No.	試料		標準貫入試験				
										採取 記号	採取 深度 m	深 度 m	N 値 10cm 毎	10 cm	20 cm	30 cm
										10	20	30	40	50		
0	0.00															
1	0.65	0.65	6.F	表土	暗茶褐色	草木の根、フシの葉入		中位	1		1.15	26	6	7	13	
2						φ20%~φ100%の7- D-4、粘土若干混入		堅			1.05					
3	0.30	2.85		EPしき	暗茶褐色	3"附近若干の透水あり		堅	2		2.15	31	9	10	12	
4						φ100%~φ200%の玉石 少量混入		堅	3		3.25	30	7	10	13	
5						石灰質と凝灰岩の塊 うす粒		堅			4.35	50	10	11	16	
6						D-4、粘土粘土		堅	4		5.45	27	4	13	19	
7	0.90	3.02		玉石混りEPしき	暗茶褐色			堅	5		6.55	50	12	18	20	
8						有機物、火山灰混入 スコシア、玉石混入		堅			7.65	9	3	3	3	
9						10"バワして水にビ ヤリ。		堅	5		8.75	16	3	3	5	
10								堅			9.85	19	3	3	4	
11	0.85	3.95		凝灰質D-4	茶褐色			堅	6		10.95	15	4	5	6	
12						11"附近細EP20cm 挿入		堅	7		11.05	37	6	1	20	
13						φ20%~φ100%の角石 少量混入		堅			12.15	30	9	18	20	
14	0.50	2.45		EPしき	茶褐色	粘土10cm位厚の挿入		堅	8		13.25	30	16	18	20	
15						φ100%~φ200%の 凝灰岩、凝灰岩 石灰質		堅	9		14.35	31	11	13	17	
16						石灰質、 層化、亀裂多し		堅			15.45	30				
17						17"少量の透水あり		堅			16.55	30				
18								堅	10		17.65	30				
19								堅			18.75	30				
20	0.20	6.80		乾石混りEPしき	茶褐色			堅			19.85	30	15	18		
								堅			20.95	30				

川崎地質株式会社

## 地質柱状図

調査件名 昭和50年度長野県伊勢原市環境調査 調査孔 No. 2 標高 130.008  
 調査場所 長野市善原大字久保畑 (基準面 飯沼BM 213.660 m)  
 調査年月日 昭和50年9月30日～10月7日 調査員 島井 浩  
 自然孔内水位 5.22 m (10月4日測定)

(注) 1. 凡Sない試料 (記号の右の数字は試料番号)  
 T-1 シンワールサンプラーによる採取  
 D-2 デリソンサンプラーによる採取  
 S-3 スチールサンプラーによる採取  
 2. 試料採取深度と固率比  
 4.00 45/50は固率比  
 4.30

標尺 m	標高 m	層厚 m	柱状図記号	地質名	色調	観察	相対密度	相対稠度	標本資料 No.	試料		標準貫入試験							
										採取記号	採取深度 m	深度 m	N 値 /30cm	10cm毎の打撃回数	N 値 /30cm				
											10	20	30	40	50				
0	130.00																		
1	129.20	0.80	BF	表土	茶褐色	草木の根 7種物 腐葉ローム混入		中位			1.15	16	2	0	0				
2	128.20	1.00				40%~80% OLA 混入		空位	1		1.25	22	9	1	8	8			
3	127.20	1.00				粘土ローム混入		中位	2		1.25	25	9	7	9				
4	126.20	1.00				凝灰質ローム状土		中位			1.25	27	8	7	8				
5	125.20	1.00				40%~80%位の 玉石少量混入		中位			1.30	28	20	8	8				
6	124.20	1.00				粗砂中砂の混入 粘土		中位	3		1.35	23	9	7	7				
7	123.20	1.00				凝灰質ローム状土		中位			1.40	18	7	6	6				
8	122.20	1.00				火山灰入りコリア 粘土混入		中位	4		1.45	16	5	5	6				
9	121.20	1.00				7種物有機物若干 混入		中位			1.50	16	7	6	5				
10	120.20	1.00						中位	5		1.55	15	5	5	6				
11	119.20	1.00				凝灰質ローム 茶褐色		中位			1.60	27	8	11	8				
12	118.20	1.00				40%~80%の 粘土混入		中位	6		1.65	19	7	6	6				
13	117.20	1.00				粘土少量混入		中位			1.70	19	7	6	6				
14	116.20	1.00				40%~80%の 凝灰質質粘土 (若干緑色)少量混入		中位	7		1.75	18							
15	115.20	1.00				粘土ローム若干混入 亀裂多く透水多量		中位			1.80	15							
16	114.20	1.00				コリアに若干の 砂りやす。		中位	8		1.85	15							
17	113.20	1.00				凝灰質ローム 茶褐色		中位	9		1.90	15							
18																			
19																			
20																			

GT. 18. 3.080114

川崎地質株式会社

# 地質柱状図

調査件名 昭和50年度長野市伊豆原市境地区

孔番 No. 3 標高 430.518

調査場所 長野市曾屋大字久保地

自然孔内水位 41.510 m (10月27日測定)  
(基準面 仮BM2731.600 m)

調査年月日 昭和50年10月5日~10月9日 調査員 真井 滋

(注) 1. 乱さない試料 (記号の右の数字は試料番号)  
 T-1 シンクオールサンプラーによる採取  
 D-2 アニオンサンプラーによる採取  
 S-3 スチールサンプラーによる採取  
 2. 試料採取深度と回収比  
 4.00 45/50は回収比  
 4.30

標尺	深	層	柱状図記号	地質名	色調	観察	相対密度	相対稠度	標本資料 No.	試料		標準貫入試験						
										採取記号	採取深度 m	深度 m	N 値	10m毎の打撃回数	N 値 (30cm)			
m	m	m	m										10	20	30	40	50	
0																		
1	0.85	0.85	SF	表土	茶褐色	砂礫ロム、草木竹の根						4.15	25	9	9	7		
2	2.70	1.85		砂土	茶褐色	粘土ロム若干混入			1			4.25	31	10	8	13		
3						最大φ200%位多量混入			2			4.45	41	10	14	17		
4						粘土ロムの薄層挟む						4.55	50	20	23	27		
5												4.65	48	12	14	19		
6						φ10~φ50の同砂礫ロム挟む			3			4.75	9	8	9	9		
7	2.30	1.60		玉石混入砂土	茶褐色	透水若干あり						4.85	26	11	14			
8						火山灰、7箇物有機物、スリット、浮石若干混入			4			4.95	11	9	9			
9						10"粘土40cm挟む						5.05	19	15	19			
10												5.15	13	10	14			
11												5.25	15	9	15			
12	11.85	1.55		凝灰質ロム	茶褐色	φ15%~φ40%の砂若干混入			5			5.35	31	10	10	11		
13						φ10%~φ40%の砂混入最大φ70%位粘土の薄層挟む			6			5.45	24	8	8	8		
14	14.30	2.45		粘土混入砂土	茶褐色	27緑色の凝灰質の砂石多量混入			7			5.55	30	7	9	12		
15						粘土ロム若干混入						5.65	30	9	12			
16						φ500%~φ700%最粗多粒径砕けコブになす丁			8			5.75	30					
17						透水激し						5.85	30					
18									9			5.95	30					
19	19.10	1.10		凝灰質混入砂土	茶褐色				10			6.05	30					
20																		

47. 10. 2, 08011P

株式会社地質総合研究所

# 地質柱状図

(注) 1. 凡さない試料 (記号の右の数字は試料番号)  
 T-1 シンクオールサンプラーによる採取  
 D-2 デニソルサンプラーによる採取  
 S-3 スチールサンプラーによる採取  
 2. 試料採取深度と同収比  
 4.50  
 45/100は収比

調査件名 昭和50年度本市伊勢市環境衛生組合大規模下水道調査事業 孔番 No. 4 標高 T 30.368  
 (基準面 仮BM2731.644m)  
 調査場所 桑野市曹屋大字又保田 自然孔内水位 G.L. -2.00m (10月7日測定)  
 調査年月日 昭和50年10月1日~10月7日 調査員 伊藤芳明

標尺 m	標高 m	層厚 m	柱状 図記 号	地質 名	色調 観察	相対 密度	相対 稠度	標本 資料 No.	試料		標準貫入試験					
									採取 記号	採取 深度 m	深 度 m	N 値 10cm	15cm の 打撃 回数	N 値 (30cm)		
										10	20	30	40	50		
0	32.100	0.00														
1	32.200	0.65	S.F	表土	暗緑		中位	1			1.15	32	10.8	12		
2							弱				2.05	20	8.2	10		
3	32.000	3.25		砂	茶褐		弱				3.25	48	6.17	20		
4							弱	2			3.25	59	25	25		
5							中位				4.30					
6							弱	3			5.15	13	5.4	4		
7	32.600	6.75		玉石混り砂	茶褐		弱				6.05	50	11.19	26		
8							非常 に弱	4			6.95	18	5.6	7		
9											7.25	28	8.9	11		
10								5			8.05					
11	32.100	1.25		ローム	茶褐						9.25	17	5.6	6		
12	32.000	12.5		ローム質砂	茶褐		弱	6			10.25	21	6.2	8		
13							非常 に弱	7			11.05	30	7.15	28		
14											12.05	48	11.7	30		
15								8			13.38	50	21.22	28		
16											14.05	50				
17											15.05	50	25	25		
18	32.600	18.20		玉石混り砂	茶褐			9			16.18	50				
19											17.05					
20											18.20					

07. 10. 3. 800H P

川崎地質株式会社



### (3) 国土交通省告示等（抜粋）

告示の抜粋

○国土交通省告示第十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を次のように定める。

平成二十一年一月七日

国土交通大臣 金子 一義

#### 第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）に関して請求することのできる報酬は、複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

#### 第二 業務経費

業務経費は、次のイからニまでに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計額とする。この場合において、これらの経費には、課税仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まないものとする。

##### イ 直接人件費

直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の合計とする。

##### ロ 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の建築主の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計額とする。

##### ハ 直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（ロに定める経費を除く。）の合計額とする。

##### ニ 間接経費

間接経費は、設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（イからハまでに定める経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

#### 第三 技術料等経費

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

#### 第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

業務経費のうち直接人件費並びに直接経費及び間接経費の合計額の算定については、第二のイ、ハ又はニにかかわらず、次のイ又はロに定める算定方法を標準とした略算方法によることができるものとする。ただし、建築物の床面積の合計が、別添二に掲げる建築物の類型ごとに別添三に掲げる床面積の合計の欄に掲げる値のうちの最も小さい値を下回る建築物又は最も大きい値を上回る建築物にあっては、その略算方法によることができないものとする。

イ 直接人件費

設計等の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、別添二に掲げる建築物の類型に応じて、通常当該業務に従事する者一人について一時間あたりに要する人件費に別添三に掲げる標準業務人・時間数を乗じて算定する方法

ロ 直接経費及び間接経費の合計額

直接経費及び間接経費の合計額の算定は、直接人件費の額に一・〇を標準とする倍数を乗じて算定する方法

- 2 前項イに定める算定方法において、標準業務内容のうち一部の業務のみ行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数から行われたい業務に対応した業務人・時間数を削減することにより算定するものとする。
- 3 第一項イに定める算定方法において、別添四に掲げる業務内容など標準業務内容に含まれない追加的な業務を行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数に当該業務に対応した業務人・時間数を付加することにより算定するものとする。
- 4 第一項ロに定める算定方法において、直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合は、乗ずる倍数を調整することにより算定するものとする。

**附 則**

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十四年建設省告示第千二百六号は、廃止する。

## 別添一

標準業務は、設計又は工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務とし、その内容を以下に掲げる。

### 1 設計に関する標準業務

#### 一 基本設計に関する標準業務

建築主から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して、別添二第一号から第十二号までに掲げる建築物並びに第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものを除く。）にあってはロ①に、別添二第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものに限る。）並びに第十五号に掲げる建築物にあってはロ②に掲げる成果図書を作成するために必要なイに掲げる業務をいう。

#### イ 業務内容

項目	業務内容
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理 耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議 建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査 基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ 基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討 設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明 総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成	基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討	基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
(7) 基本設計内容の建築主への説明等	基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。



□ 成果図書

(i) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

設計の種類		成果図書
(1) 総合		① 計画説明書 ② 仕様概要書 ③ 仕上概要表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図(各階) ⑧ 断面図 ⑨ 立面図 ⑩ 工事費概算書
(2) 構造		① 構造計画説明書 ② 構造設計概要書 ③ 工事費概算書
(3) 設備	(i) 電気設備	① 電気設備計画説明書 ② 電気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(ii) 給排水衛生設備	① 給排水衛生設備計画説明書 ② 給排水衛生設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(iii) 空調換気設備	① 空調換気設備計画説明書 ② 空調換気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料
	(iv) 昇降機等	① 昇降機等計画説明書 ② 昇降機等設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。  
 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。  
 3 (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書に含まれる場合がある。  
 4 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。  
 5 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。  
 6 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

## 二 実施設計に関する標準業務

工事施工者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として、別添二第一号から第十二号までに掲げる建築物並びに第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものを除く。）にあつてはロ(1)に、別添二第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものに限る。）並びに第十五号に掲げる建築物にあつてはロ(2)に掲げる成果図書を作成するために必要なイに掲げる業務をいう。

### イ 業務内容

項目	業務内容	
(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に説明する。
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要のある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	(ii) 建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5) 概算工事費の検討	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等	実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。	

ロ 成果図書

(1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

設計の種類		成果図書
(1) 総合		① 建築物概要書 ② 仕様書 ③ 仕上表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図(各階) ⑧ 断面図 ⑨ 立面図(各面) ⑩ 矩計図 ⑪ 展開図 ⑫ 天井伏図(各階) ⑬ 平面詳細図 ⑭ 部分詳細図 ⑮ 建具表 ⑯ 工事費概算書 ⑰ 各種計算書 ⑱ その他確認申請に必要な図書
(2) 構造		① 仕様書 ② 構造基準図 ③ 伏図(各階) ④ 軸組図 ⑤ 部材断面表 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 構造計算書 ⑧ 工事費概算書 ⑨ その他確認申請に必要な図書
(3) 設備	(i) 電気設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 受変電設備図 ⑤ 非常電源設備図 ⑥ 幹線系統図 ⑦ 電灯、コンセント設備平面図(各階) ⑧ 動力設備平面図(各階) ⑨ 通信・情報設備系統図 ⑩ 通信・情報設備平面図(各階) ⑪ 火災報知等設備系統図 ⑫ 火災報知等設備平面図(各階) ⑬ 屋外設備図 ⑭ 工事費概算書 ⑮ 各種計算書 ⑯ その他確認申請に必要な図書
	(ii) 給排水衛生設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 給排水衛生設備配管系統図 ⑤ 給排水衛生設備配管平面図(各階) ⑥ 消火設備系統図 ⑦ 消火設備平面図(各階) ⑧ 排水処理設備図 ⑨ その他設置設備設計図 ⑩ 部分詳細図 ⑪ 屋外設備図 ⑫ 工事費概算書 ⑬ 各種計算書 ⑭ その他確認申請に必要な図書

(iii) 空調換気設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 空調設備系統図 ⑤ 空調設備平面図(各階) ⑥ 換気設備系統図 ⑦ 換気設備平面図(各階) ⑧ その他設置設備設計図 ⑨ 部分詳細図 ⑩ 屋外設備図 ⑪ 工事費概算書 ⑫ 各種計算書 ⑬ その他確認申請に必要な図書
(iv) 昇降機等	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 昇降機等平面図 ⑤ 昇降機等断面図 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 工事費概算書 ⑧ 各種計算書 ⑨ その他確認申請に必要な図書

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。  
 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。  
 3 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

### 三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、前号口に掲げる成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う次に掲げる業務をいう。

項目	業務内容
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を建築主に対して行う。



別添二

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類(標準的なもの)	第2類(複雑な設計等を必要とするもの)
一 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
二 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
三 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
四 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
五 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
六 共同住宅	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等	分譲共同住宅等
七 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
八 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等
九 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等
十 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
十一 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等	多機能福祉施設等
十二 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等
十三 戸建住宅(詳細設計及び構造計算を必要とするもの)	戸建住宅	—
十四 戸建住宅(詳細設計を必要とするもの)	戸建住宅	—
十五 その他の戸建住宅	戸建住宅	—

- 図 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊な建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。  
 2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

### 別添三

- 1 別添一第1項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表の(-)設計の欄に掲げるものとする。
- 2 別添一第2項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表の(二)工事監理等の欄に掲げるものとする。
- 3 次に掲げる表において、総合の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(-)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の(Ⅱ)総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の(Ⅱ)総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。
- 4 次に掲げる表において、構造の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(-)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の(Ⅱ)構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の(Ⅱ)構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、平面及び立面が不整形であるなど特殊な形状の建築物にあつては1.3、軟弱な地盤であるなど特殊な敷地上の建築物にあつては1.2、特殊な敷地上の特殊な形状の建築物にあつては1.4を標準とする倍数を、それぞれ該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。
- 5 次に掲げる表において、設備の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(-)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の(Ⅱ)設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の(Ⅱ)設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、中央管理方式の空気調和設備、スプリンクラー設備等の自動式の消火設備などの機能水準が高い設備が設けられる建築物にあつては、1.4を標準とする倍数を該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。
- 6 次に掲げる表において、標準業務人・時間数は、一級建築士として2年又は二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が設計又は工事監理等を行うために必要な業務人・時間数の標準を示したものである。
- 7 次に掲げる表において、床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。

# 官庁施設の設計業務等積算要領

## 第1章 総則

### 1. 基本事項

本要領は、官庁施設の設計業務等積算基準（平成21年4月1日国営整第1号。以下「積算基準」という。）に基づき、設計業務等委託料を積算するために必要な設計業務等委託料の積算に関する事項、業務人・時間数の算定方法等を示すものである。

### 2. 設計業務等委託料の積算に関する事項

#### 2. 1 業務人・時間数

- (1) 業務人・時間数は、委託業務に係る共通仕様書及び特記仕様書に記載する業務の履行に当たって必要となる技術者の労務の数量をいう。
- (2) 公共建築設計業務委託共通仕様書（平成20年3月31日国営整第176号。以下「設計業務共通仕様書」という。）を適用して設計に関する業務を委託する場合の、当該業務の実施に必要な業務人・時間数の算定は、一般業務（設計業務共通仕様書第2章1. に規定する一般業務をいう。以下同じ。）のうち特記仕様書に定められた業務範囲に係るもの及び追加業務（設計業務共通仕様書第2章2. に規定する追加業務をいう。以下同じ。）に係る業務人・時間数の合計とする。
  - (イ) 一般業務の内容には、以下の資料作成等を含む。
    - ・委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
    - ・委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成
    - ・工事費概算書の作成
  - (ロ) 追加業務となる業務内容を以下に例示する。
    - ・積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成）
    - ・透視図作成等
    - ・模型製作等
    - ・計画通知又は建築確認申請手続業務（必要な資料の作成を除く。）
    - ・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
    - ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
    - ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
    - ・リサイクル計画書の作成
    - ・概略工事工程表の作成
    - ・営繕事業広報ポスターの作成
    - ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
    - ・エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効

率的利用のための判断に係る業務

- 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- 官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務